

平成30年（措）第6号

排 除 措 置 命 令 書

大阪市北区梅田三丁目1番3号

伊藤忠商事株式会社

同代表者 代表取締役 岡 藤 正 広

大阪市中央区淡路町三丁目3番10号

株式会社チクマ

同代表者 代表取締役 堀 松 渉

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由、別表1及び別表2中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」という。）及び株式会社チクマ（以下「チクマ」という。）の2社（以下「2社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）が平成27年5月21日に一般競争入札を実施したNTT東日本等向け作業服（以下「本件NTT東日本等向け作業服」という。）について、2社、双日ジーエムシー株式会社（以下「双日ジーエムシー」という。）及び丸紅メイト株式会社（以下「丸紅メイト」という。）の4社（以下「4社」という。）が共同して行った、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、NTT東日本が定める価格（以下「目標価格」という。）を上回る価格で入札し、受注予定者が受注できるように

して、既存の納入者が引き続き納入できるようにする旨の合意が消滅していることを確認すること。

(2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、N T T 東日本等向け作業服について、受注予定者又は納入すべき者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に販売活動を行うこと。

2 2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、別表1記載の事業者には通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、N T T 東日本等向け作業服について、受注予定者又は納入すべき者を決定してはならない。

4 2社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 伊藤忠商事は、肩書地に本店を置き、別表1記載の事業者に対し、N T T 東日本等向け作業服を販売していた。

イ チクマは、肩書地に本店を置き、N T T 東日本に対し、事務服を販売していた。

ウ 名宛人以外の双日ジーエムシーは、東京都港区赤坂八丁目1番22号に本店を置き、別表1記載の事業者に対し、N T T 東日本等向け作業服を販売していた。

エ 名宛人以外の丸紅メイトは、東京都千代田区神田錦町三丁目20番地に本店を置き、別表1記載の事業者に対し、N T T 東日本等向け作業服を販売していた。

(2) 調達方法等

- ア N T T 東日本は、従来、N T T 東日本等向け作業服について、随意契約の方法により調達していた。このとき、N T T 東日本等向け作業服の 1 4 品目のうち、伊藤忠商事が 6 品目、双日ジーエムシーが 3 品目、丸紅メイトが 4 品目をそれぞれ納入していた。
- イ N T T 東日本は、N T T 東日本等向け作業服について、調達金額を引き下げるため、次の(ア)から(エ)の方法により、別表 2 の日程で一般競争入札（以下「本件入札」という。）を実施し、1 4 品目の全てを 1 者から調達することとした。
- (ア) 入札参加資格者については、生地見本及び製品見本を公益財団法人日本ユニフォームセンター（以下「日本ユニフォームセンター」という。）に提出して検査を受け、生地見本及び製品見本の検査成績書等を N T T 東日本に提出し、同社の書類審査に合格した者とする。
- (イ) 入札書については、品目ごとの単価に品目ごとの調達予定数量を乗じた総額（以下「総価」という。）を入札価格として記載し、品目ごとの単価を記載した入札内訳書を添付する。
- (ウ) 受注者については、目標価格の範囲内において最低価格で入札した者とする。目標価格の範囲内の入札がない場合は、再入札を行い、再入札を繰り返しても受注者が決定しないときは、入札を不落とし、入札者と協議した上で随意契約により受注者を決定する。
- (エ) 納入期間については、平成 2 7 年 9 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までとし、品目ごとに単価契約を締結する。当該単価契約における品目ごとの単価については、別表 1 記載の事業者が本件 N T T 東日本等向け作業服を購入する際に適用される。
- ウ N T T 東日本は、本件入札を開札した結果、目標価格の範囲内の入札がなく、再入札を繰り返しても受注者が決定しなかったことから、本件入札を不落とし、本件入札に参加していた双日ジーエムシー及び丸紅メイトと協議した結果、双日ジーエムシーと 1 0 品目、丸紅メイトと 4 品目の単価契約をそれぞれ締結した。
- エ N T T 東日本は、本件 N T T 東日本等向け作業服に係る意見招請から調達までの各種相談、仕様書監修、生地審査、縫製品審査等に関する業務について、日本ユニフォームセンターとの間で委託契約を締結し、その際に、日本ユニフォームセンターに対し、秘密保持義務を課していた。

2 合意の成立等

- (1)ア 伊藤忠商事、双日ジーエムシー及び丸紅メイト（以下「3社」という。）は、N T T東日本等向け作業服について、N T T東日本が競争入札の方法による調達を検討しているとの情報に接したことから、平成27年2月9日、営業責任者らによる会合を開催し、競争入札に参加するに当たり、3社の中から受注予定者を決定し、受注予定者は、受注予定者以外の者が納入している品目を当該受注予定者以外の者から購入することにより、それぞれが納入している品目を引き続き納入できるようにすることを合意した。
- イ チクマは、平成27年3月頃、双日ジーエムシーに対し、N T T東日本等向け作業服について、競争入札が実施される場合は入札に参加する旨を伝え、双日ジーエムシーの協力を得て自社の入札参加資格を取得し、受注予定者が受注できるように協力することを同意し、これにより前記アの合意に加わった。
- (2) 双日ジーエムシー及び丸紅メイトは、日本ユニフォームセンターの担当者から、平成27年4月中旬頃、本件入札において4社以外には入札参加に必要な生地見本等を提出した事業者がない旨、また、同年5月中旬頃、本件入札の目標価格が既存の総価と同程度である旨、情報を得て3社で共有した。さらに、3社は、同年5月中旬頃、日本ユニフォームセンターの担当者から、本件入札が不落となった場合は、N T T東日本が入札者と協議した上で複数の者と随意契約を締結する可能性がある旨の情報を得た。
- (3)ア 3社は、遅くとも平成27年5月21日までに、本件N T T東日本等向け作業服について
- (ア) 目標価格を上回る価格で複数回入札し、本件入札を不落にしてN T T東日本との協議に持ち込むこと
 - (イ) 双日ジーエムシー及び丸紅メイトを受注予定者とし、伊藤忠商事は辞退すること
 - (ウ) 受注する品目（以下「受注予定品目」という。）については、双日ジーエムシーは伊藤忠商事が納入している6品目を購入した上で、当該6品目を含めた10品目、丸紅メイトは4品目とすること
 - (エ) 総価については、双日ジーエムシーを最も低い価格とし、同社が全品目を受注した場合には、伊藤忠商事及び丸紅メイトが納入している品目

を同社が購入すること

(オ) 双日ジーエムシー及び丸紅メイトの品目ごとの単価については、それぞれの受注予定品目の単価が最も低くなるように入札することを合意した。

イ チクマは、遅くとも平成27年5月21日までに、双日ジーエムシーに対し、本件NTT東日本等向け作業服について、双日ジーエムシーから連絡された総価及び品目ごとの単価で入札することを同意し、これにより前記ア(ア)の合意に加わった。

3 実施状況

4社は、前記2(1)及び(3)の合意に基づき、次のとおり、本件NTT東日本等向け作業服について、受注予定者が受注できるようにして、既存の納入者が引き続き納入できるようにしていた。

- (1) 3社は、入札参加に必要な生地見本等を融通し合うとともに、チクマに融通した。これにより、4社は、日本ユニフォームセンターに生地見本等を提出し、そのうち、チクマ、双日ジーエムシー及び丸紅メイトは、生地見本及び製品見本の検査成績書等をNTT東日本に提出して入札参加資格を得た。
- (2) 双日ジーエムシーは、丸紅メイトと協議の上、自社、チクマ及び丸紅メイトの総価及び品目ごとの単価を定めて、チクマ及び丸紅メイトに連絡し、各社はこれに従って入札し、チクマは8回、丸紅メイトは11回、双日ジーエムシーは12回、それぞれ、入札した後、辞退した。
- (3) 双日ジーエムシー及び丸紅メイトは、本件入札が不落となったことから、連絡を取り合いつつNTT東日本と協議を行い、それぞれの受注予定品目を既存の契約価格とおおむね同額又はそれ以上の額により、双日ジーエムシーが10品目、丸紅メイトが4品目をそれぞれ受注した。
- (4) 平成27年9月以降、双日ジーエムシー及び丸紅メイトは、3社が納入していた品目を別表1記載の事業者に入札し、この際に、伊藤忠商事は、自社が納入していた6品目を双日ジーエムシーに販売することにより同社を通じて別表1記載の事業者に入札していた。
- (5) 本件NTT東日本等向け作業服のうち、双日ジーエムシーが従来から納入している3品目の納入金額は、本件NTT東日本等向け作業服の納入総額のうち過半を占めていた。

4 合意の消滅

双日ジーエムシーは、平成２８年３月２８日までに、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則(平成１７年公正取引委員会規則第７号)第１条第１項の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第１号による報告書を提出するとともに、自社のＮＴＴ東日本等向け作業服の営業責任者等に対して前記２(１)及び(３)の合意に基づく行為を行わない旨の指示を行ったところ、同日以降、前記２(１)及び(３)の合意に基づき受注予定者を決定し、目標価格を上回る価格で入札し、受注予定者が受注できるようにして、既存の納入者が引き続き納入できるようにする行為は行われていない。このため、同日以降、前記２(１)及び(３)の合意は事実上消滅しているものと認められる。

第２ 法令の適用

前記事実によれば、４社は、共同して、本件ＮＴＴ東日本等向け作業服について、受注予定者を決定し、目標価格を上回る価格で入札し、受注予定者が受注できるようにして、既存の納入者が引き続き納入できるようにする旨を合意することにより、公共の利益に反して、本件ＮＴＴ東日本等向け作業服の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第３条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、２社については、いずれも、独占禁止法第７条第２項第１号に該当する者であり、違反行為が自主的に取りやめられたものでないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、２社に対し、独占禁止法第７条第２項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成３０年２月２０日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 小 島 吉 晴

別紙

用語	定義
N T T 東日本等向け作業服	東日本電信電話株式会社が仕様を定め，別表 1 記載の事業者が購入する下表記載の 1 4 品目の作業服

番号	品目	
1	冬作業服	上衣
		ズボン
2	夏作業服	上衣
		ズボン
3	盛夏上衣	
4	ポロシャツ（長袖）	
5	ポロシャツ（半袖）	
6	防寒服	上衣
		ズボン
7	防寒服	フード
8	作業雨具	上衣
		ズボン
9	作業雨具	フード
1 0	冬宅内作業服	上衣
		ズボン
1 1	夏宅内作業服	上衣
		ズボン
1 2	作業ワイシャツ（長袖）	
1 3	作業ワイシャツ（半袖）	
1 4	機械服	上衣
		ズボン

別表 1 N T T 東日本等向け作業服を購入する事業者

番号	事業者	本店の所在地
1	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目 1 9 番 2 号
2	株式会社 N T T 東日本ー南関東	東京都港区港南一丁目 9 番 1 号
3	株式会社 N T T 東日本ー関信越	さいたま市浦和区常盤五丁目 8 番 1 7 号
4	株式会社 N T T 東日本ー東北	仙台市若林区五橋三丁目 2 番 1 号
5	株式会社 N T T 東日本ー北海道	札幌市中央区大通西十四丁目 7 番地
6	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社	東京都中央区東日本橋一丁目 8 番 1 号
7	株式会社エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ東日本	東京都大田区大森北二丁目 1 番 1 号
8	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー	東京都豊島区東池袋三丁目 2 1 番 1 4 号
9	株式会社エヌ・ティ・ティエムイーサービス	東京都新宿区高田馬場一丁目 2 1 番 4 号
1 0	株式会社協和エクシオ	東京都渋谷区渋谷三丁目 2 9 番 2 0 号
1 1	和興エンジニアリング株式会社	東京都大田区平和島四丁目 1 番 2 3 号
1 2	池野通建株式会社	東京都大田区平和島四丁目 1 番 2 3 号
1 3	大和電設工業株式会社	仙台市青葉区大町二丁目 5 番 1 号
1 4	株式会社ミライト	東京都江東区豊洲五丁目 6 番 3 6 号
1 5	株式会社 T T K	仙台市若林区新寺一丁目 2 番 2 3 号
1 6	株式会社ミライト・テクノロジーズ	大阪市西区江戸堀三丁目 3 番 1 5 号
1 7	日本コムシス株式会社	東京都品川区東五反田二丁目 1 7 番 1 号
1 8	株式会社 T O S Y S	長野市若穂綿内字東山 1 1 0 8 番地 5
1 9	株式会社つうけん	札幌市中央区北四条西十五丁目 1 番地 2 3

(注 1) 番号 7 の株式会社エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ東日本は、平成 2 7 年 9 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間、N T T 東日本等向け作業服の購入実績はない。

(注 2) 番号 1 1 の和興エンジニアリング株式会社は、平成 2 7 年 7 月 1 日に、番号 1 2 の池野通建株式会社を吸収して株式会社エクシオテックに商号変更した。

別表 2 入札経過

入札対象物品	N T T 東日本等向け作業服
仕様書に関する意見招請期間	平成 2 7 年 2 月 1 3 日から同年 3 月 6 日まで
入札公告日	平成 2 7 年 3 月 2 4 日
生地見本等提出期限	平成 2 7 年 4 月 1 4 日
製品見本提出期限	平成 2 7 年 5 月 1 日
入札参加申請書等申請期限	平成 2 7 年 5 月 1 5 日
入札期日	平成 2 7 年 5 月 2 1 日